

(別紙3)

前田道路株式会社

計算書類等

第96期

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症対策長期化の影響により、先行き不透明な状況が続きました。

道路業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から民間工事は減少しましたが、官庁工事が堅調に推移しました。

このような情勢のもと当社グループは、工事部門では官庁発注工事と民間小型工事の受注に注力し、製品部門においては環境配慮型の設備投資の継続により販売数量の確保に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の受注高は2,391億6百万円（前年同期比0.1%増）、売上高は2,346億1千2百万円（前年同期比1.3%減）となりました。

経常利益は、210億7千8百万円（前年同期比6.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては167億5千万円（前年同期比11.0%減）となりました。

(単位：百万円)

	当社グループ		当 社	
売 上 高	234,612	(1.3%減)	215,743	(1.8%減)
経 常 利 益	21,078	(6.0%増)	20,059	(16.9%増)
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 / 当 期 純 利 益	16,750	(11.0%減)	16,907	(3.6%減)

(注) () 内は前年同期比です。

グループの建設事業、製造・販売事業において、当社は受注・売上・製造・販売でその大半を占めており、当期における当社の主要な事業の状況は次のとおりです。

① 工事部門

受注工事高は1,578億2千3百万円（前年同期比0.6%増）、完成工事高は1,526億6千5百万円（前年同期比1.7%減）となりました。

当期の主な受注工事及び完成工事は次のとおりです。

主要受注工事

発注者	工事名	工事場所
防衛省	旭川外（２）消防車庫新設等土木工事	北海道
国土交通省	大熊地区外舗装修繕工事	福島県
東京港埠頭株式会社	令和2年度大井コンテナ埠頭第6・7パースヤード護岸部及びその他補修工事	東京都
中日本高速道路株式会社	北陸自動車道 福井管内舗装補修工事（2020年度）	福井県・石川県
住友重機械工業株式会社	住友建機販売株式会社 福岡支店 解体撤去工事 及び外構工事	福岡県

主要完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省	根田茂地区舗装工事	岩手県
国立大学法人東京大学	東京大学（本郷）理学部三角広場改修工事	東京都
愛知道路コンセッション株式会社	舗装修繕(南2020-1号)工事	愛知県
中日本高速道路株式会社	名神高速道路（上り線）関ヶ原IC～八日市IC間舗装補修工事（2019年度）	岐阜県・滋賀県
国土交通省	令和2年度国道9号大田地区舗装修繕第2工事	島根県

② 製品部門

アスファルト合材及びその他製品売上高は630億7千8百万円（前年同期比2.0%減）となりました。

当期の当社の受注高、売上高及び繰越高は次のとおりです。

（単位：百万円）

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
工 事 部 門	舗 装 工 事	44,831	129,960	129,295	45,496
	土 木 工 事	6,086	27,863	23,369	10,580
	計	50,918	157,823	152,665	56,076
	製 品 部 門	－	63,078	63,078	－
合 計		50,918	220,901	215,743	56,076

また本年2月24日には、グループ全体として永続的成長を遂げることを目的に、当社、前田建設工業株式会社及び株式会社前田製作所の3社は、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて基本合意書を締結いたしました（本基本合意書についての詳細は、2021年2月24日リリースの「前田建設工業株式会社、前田道路株式会社および株式会社前田製作所の共同持株会社設立（共同株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について」をご覧ください）。

(2) 財産及び損益の状況

過去3年間と当連結会計年度の営業成績及び財産の状況は次のとおりです。

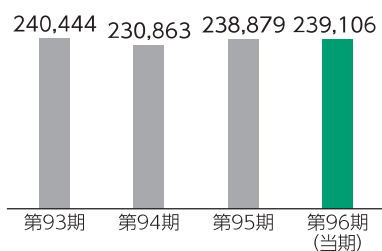
① 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：百万円)

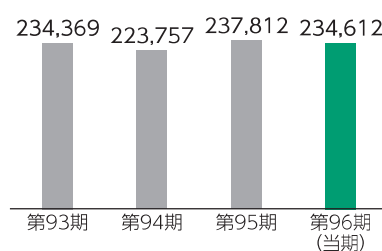
区 分	第 93 期 2018年3月期	第 94 期 2019年3月期	第 95 期 2020年3月期	第 96 期 2021年3月期
受 注 高	240,444	230,863	238,879	239,106
売 上 高	234,369	223,757	237,812	234,612
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	9,201	11,482	18,826	16,750
1 株当たり当期純利益 (円/銭)	106.62	133.00	223.02	203.23
総 資 産	286,997	290,007	264,080	222,930
純 資 産	201,977	207,749	206,889	163,560

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第94期の期首から適用しており、第93期(2018年3月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

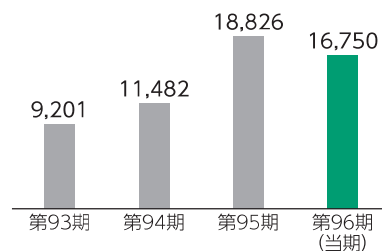
受注高 (百万円)



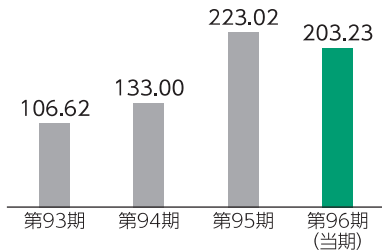
売上高 (百万円)



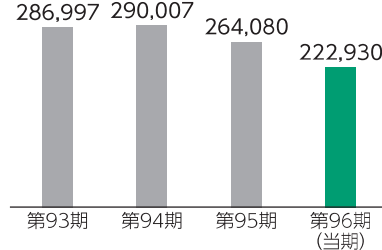
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



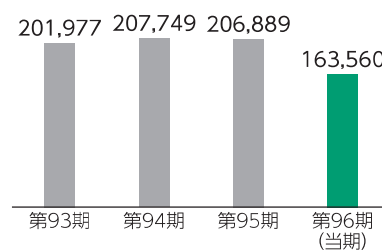
1 株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



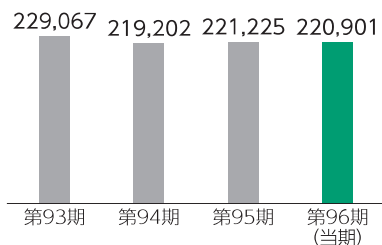
② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

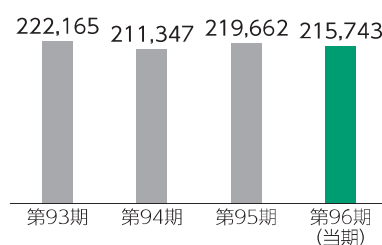
区 分	第 93 期 2018年3月期	第 94 期 2019年3月期	第 95 期 2020年3月期	第 96 期 2021年3月期
受 注 高	229,067	219,202	221,225	220,901
売 上 高	222,165	211,347	219,662	215,743
当 期 純 利 益	8,818	11,066	17,532	16,907
1 株当たり当期純利益 (円.銭)	102.03	128.05	207.69	205.14
総 資 産	280,549	282,006	253,338	211,074
純 資 産	198,281	203,259	201,352	157,205

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第94期の期首から適用しており、第93期(2018年3月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

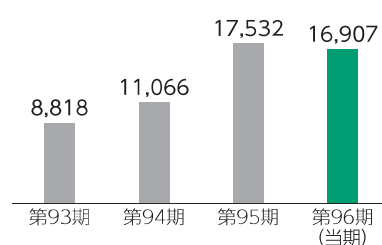
受注高 (百万円)



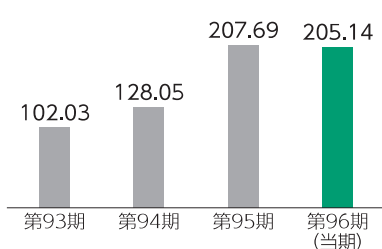
売上高 (百万円)



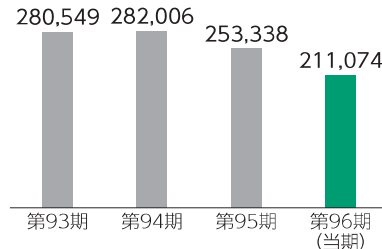
当期純利益 (百万円)



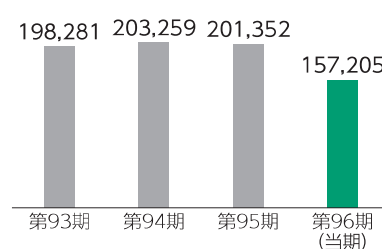
1 株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は約112億円です。
そのうち当社の当期に完成した主なものは次のとおりです。

東 京 支 店：木更津合材工場設備更新
中 部 支 店：沼津営業所事務所新設
中 部 支 店：沼津営業所用地購入
中 部 支 店：静岡合材工場設備更新
中 部 支 店：名古屋合材工場設備・破碎工場設備更新
中 部 支 店：西名古屋合材工場事務所・工場設備更新
九 州 支 店：福岡営業所事務所・宿舍更新
本 店：久地寮リノベーション

(4) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

来期につきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大による経済活動の停滞が世界規模で影響を及ぼしていることから、厳しい状況が続くものと予想されます。

道路業界におきましては、公共投資は底堅く推移すると思われませんが、民間設備投資の動向が予断を許さず、また原油価格に連動した原材料価格の上昇が想定されることから、経営環境の厳しさが増すものと思われれます。

当社グループといたしましては、①体質改善、②生産性改革、③新たな収益基盤の確立、の3つを重点施策とし、引き続き工事部門と製品部門を軸として地域密着型の事業展開に取り組んでまいります。工事部門においては中核となる都市部を中心に経営資源の配分を行い、確実に受注を確保するとともに、働き方改革やi-Constructionのさらなる推進、包括的民間委託業務などの新領域に注力してまいります。製品部門においては、環境に配慮した設備の増強や効率化に取り組み、製品販売数量の確保及び循環型事業の採算性確保に努めてまいります。

また、当社、前田建設工業株式会社、株式会社前田製作所の3社による共同持株会社体制への移行を通じ、グループ全体としてシナジーを最大化することを一番の課題として捉え、今後将来的に経営環境が著しく変化していくなかで、これまで以上に3社が国内外で築き上げてきた得意分野を共有し、収益力の向上と新たな収益基盤の確立、技術開発やビッグデータの有効活用、デジタルツールの開発、人材育成をはじめとした経営資源のさらなる強化をグループ全体として進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は前田建設工業株式会社で、同社は当社株式を42,271,300株（議決権比率51.33%）を所有しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 二 チ ュ ウ	90百万円	84.6%	土木建築工事の諸機械器具の製作及び販売
株 式 会 社 富 士 土 木	80百万円	100.0%	舗装、土木及びこれらに関する事業 アスファルト合材、その他建設資材の製造販売に関する事業
宮 田 建 設 株 式 会 社	88百万円	100.0%	土木工事、建築工事、その他工事
砂 町 ア ス コ ン 株 式 会 社	40百万円	100.0%	アスファルト合材の製造及び販売に関する事業

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は、次のとおりです。

主 要 事 業	主 要 内 容
建 設 事 業	舗装、土木及びこれらに関する事業
製 造 ・ 販 売 事 業	アスファルト合材、アスファルト乳剤等の製造及び販売に関する事業
そ の 他 の 事 業	建設用機械・事務用機器等のリース業務、保険代理業務、コンサルタント等に関する事業

(8) 主要な営業所等

① 当社

本 店	東京都品川区大崎1丁目11番3号
支 店	北海道支店 (札幌市中央区)
	東北支店 (仙台市青葉区)
	北関東支店 (さいたま市大宮区)
	東京支店 (東京都港区)
	西関東支店 (横浜市中区)
	中部支店 (名古屋市中区)
	関西支店 (大阪市中央区)
	中国支店 (広島市中区)
	九州支店 (福岡市博多区)
	北陸支店 (新潟市中央区)
	四国支店 (香川県高松市)

技術研究所：(茨城県土浦市)

② 子会社

株式会社二チユウ	(東京都江東区)
株式会社富士土木	(東京都府中市)
宮田建設株式会社	(広島県庄原市)
砂町アスコン株式会社	(東京都江東区)

(9) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,554 名	(減) 3 名

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性 1,842 名	(増) 3 名	41.1 歳	16.7 年
女 性 459	(増) 3	39.6	9.8
計または平均 2,301	(増) 6	40.8	15.3

(10) 主要な借入先

該当する事項はありません。

2 株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 193,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 89,159,453株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 13,234名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
前 田 建 設 工 業 株 式 会 社	422,713 百株	51.3 %
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	29,195	3.5
前 田 道 路 社 員 持 株 会	19,937	2.4
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	18,534	2.2
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	14,590	1.8
前 田 道 路 株 式 協 力 会	10,717	1.3
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	10,246	1.2
バンク オブ ニューヨーク シーエム クライアント アカunt ジェイビーアールディ アイエスジ- イフイー-エイシー	7,097	0.9
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	6,373	0.8
野 村 證 券 株 式 会 社	6,331	0.8

- (注) 1. 当社は自己株式 6,740,228株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	※福 田 幸二郎	
代表取締役社長	※今 泉 保 彦	
代表取締役	武 川 秀 也	専務執行役員 安全環境品質管掌、工事事業本部長
取締役	西 川 博 隆	専務執行役員 内部統制管掌、営業本部長
取締役	南 雲 政 司	執行役員 技術研究所管掌、技術部門担当、機材部担当、経営企画部長
取締役	大 西 國 雄	執行役員 製品事業本部長
取締役	渡 邊 顯 弁 護 士	株式会社KADOKAWA社外監査役 アジアパイルホールディングス株式会社非常勤取締役 株式会社レオパレス21社外取締役
取締役	※森 谷 浩 一	株式会社廣済堂社外取締役
取締役	※大 堀 龍 介	一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム理事
取締役	※川 口 充 功	株式会社きんでん非常勤顧問
常勤監査役	天 野 善 彦	
常勤監査役	大 場 民 夫	
監 査 役	※橋 本 圭一郎	公益社団法人経済同友会専務理事 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ社外監査役 株式会社ファンケル社外取締役
監 査 役	※大田原 吉 隆	公認会計士 ジャパン・リニューアル・エナジー株式会社社外監査役
監 査 役	※中 野 由紀子	弁 護 士 半蔵門法律事務所

- (注) 1. 取締役渡邊 顯、森谷浩一、大堀龍介、川口充功の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役渡邊 顯氏は、株式会社K A D O K A W Aの社外監査役及びアジアパイルホールディングス株式会社の非常勤取締役、株式会社レオパレス21の社外取締役を兼務しております。なお、当社と各社の間には特別の関係はありません。
3. 監査役橋本圭一郎、大田原吉隆、中野由紀子の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役森谷浩一、大堀龍介、川口充功の各氏並びに監査役橋本圭一郎、大田原吉隆、中野由紀子の各氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役大田原吉隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2020年6月25日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって取締役今枝良三、藤井薫、横溝高至、梶木壽、岩崎明の各氏は任期満了により退任いたしました。
7. 2020年6月25日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって、監査役北村信彦、室井優、田中信義の各氏は辞任により退任いたしました。
8. ※の取締役及び監査役は2020年6月25日開催の第95期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
9. 2021年3月31日をもって、代表取締役会長の福田幸二郎氏は辞任により退任いたしました。
10. 2021年4月1日をもって、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況			
取締役会長	西 川 博 隆				
代表取締役副社長	武 川 秀 也	執行役員副社長	安全担当		
取 締 役	南 雲 政 司	常務執行役員	経営企画担当	C S R ・ 環境担当	情報システム担当
取 締 役	大 西 國 雄	常務執行役員	東京支店長		

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	304 (38)	292 (38)	0 (―)	12 (―)	15 (7)
監査役 (うち社外監査役)	57 (21)	55 (21)	―	1	8 (6)

- (注) 1. 上記の「報酬等の種類別の総額」のうち「非金銭報酬」の内容は、社宅負担分です。
2. 上記には、2020年6月25日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって退任した8名（取締役5名、監査役3名）及び2021年3月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の額は、2013年6月27日開催の第88期定時株主総会において、年額430百万円以内と決議されております。第88期定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
3. 監査役の報酬等の額は、2020年6月25日開催の第95期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。第95期定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、公共性の高い社会基盤整備を中心とした事業を行っているため、持続的な成長に向けた安定した経営を行うための報酬とするため、弁護士等外部専門家等の助言を得たうえで検討し、2021年3月15日開催の取締役会にて決定方針を決議いたしました。

イ) 決定方針の内容の概要

当社は、公共性の高い社会基盤整備を中心とした事業を行っているため、安定した経営とともに持続的な成長を実現する観点から、役位に応じた貢献度を勘案し経営及び業務執行を担う対価として報酬等を支給することとしています。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬として毎月支給する基本報酬と毎年一定の時期に支給する賞与により構成し、社外取締役については独立性の観点から基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、役位に応じて決定される金額を基準としています。賞与につきましては、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各期の業績、貢献度など総合的に勘案した金銭報酬としています。

業務執行取締役の種類別（基本報酬、賞与）の報酬割合並びに取締役の報酬等の総支給額及び個人別報酬について、各取締役の経営・管理能力や経歴等も考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容を指名・報酬諮問委員会に諮問し、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定いたします。

ウ) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、透明性の確保されている指名・報酬諮問委員会が会社原案について決定方針との整合性を含めた多角的かつ客観的な検討を行い、取締役会に対して決定方針に沿うものである旨答申しておりますが、取締役会としてもそうした検討の過程及び答申の内容は合理的であると判断したため、これを尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断いたしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、取締役及び監査役を被保険者として保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金並びに弁護士費用等を填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。

請求の形態		損害賠償	支払われる保険金	
		請求権者	責任なし	責任あり
役員等に対する損害賠償請求	会社による請求 ※免責事由の場合には補償されない	会社	争訟費用	損害賠償金 争訟費用
	株主代表訴訟	会社（訴訟の原告は株主）	争訟費用	損害賠償金 争訟費用
上記以外の請求		取引先、株主等	争訟費用	損害賠償金 争訟費用

(5) 社外役員に関する事項

ア) 重要な兼職の状況及び当社との関係

「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりです。

【ご参考】社外役員の独立性基準の考え方

下記の項目に該当しないものとしています。

1. 当社及び当社の子会社の業務執行者またはその就任の前10年において業務執行者であった者
2. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上を保有する者）またはその業務執行者並びに最近5年間にあってそうであった者
3. 当社を主要な取引先とする者（その者の年間連結総売上高の2%以上の支払を当社から受けている者）の業務執行者
4. 当社の主要な取引先である者（当社に対して、当社の年間総売上高の2%以上の支払を行っている者）の業務執行者
5. 当社から一定額（年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付を受けている組織の業務執行者
6. 当社から取締役の派遣を受けている会社の業務執行者
7. 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の関係者または最近3年間にあってそうであった者
8. 7に該当せず当社から、役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を得ている者
9. 7に該当せず、法律事務所等の専門的アドバイザー・ファームであって、当社を主要な取引先とするファーム（そのファームの連結売上高の2%以上の支払を受けた）の関係者
10. 上記に掲げる者（重要でない者を除く）の親族（配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族）

イ) 社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
渡 邊 顯	社外取締役	当期開催の取締役会14回のうち14回すべてに出席し、法律家としての豊富な知識と他社社外役員としての経験に基づき取締役会及び指名・報酬諮問委員会にて適宜発言を行い、議論を深めることに大いに貢献いたしました。ガバナンスにおける監視役としての役割を果たしています。
森 谷 浩 一	社外取締役	社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を積極的に行っております。中長期的な企業価値向上に向けた助言をいただいております。
大 堀 龍 介	社外取締役	社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、主に投資家との対話という観点から必要に応じて、経営上有用な発言を行っております。また経営統合に向けての特別委員として、当社の企業価値向上に資するかなど諮問事項の検討を行ううえで重要な役割を果たしました。
川 口 充 功	社外取締役	社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち10回に出席し、豊富な企業経営経験に基づき、適宜経営に必要な発言を行い、経営の監督機能を果たしております。
橋 本 圭一郎	社外監査役	社外監査役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、同様に社外監査役就任後開催の監査役会9回のうち9回すべてに出席し、経営者としての豊富な経験から必要に応じて経営に資する発言を行っております。また経営統合に向けての特別委員会委員長として、当社の企業価値の向上に資するかなど諮問事項の検討を行い、審議を主導いたしました。
大田原 吉 隆	社外監査役	社外監査役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、同様に社外監査役就任後開催の監査役会9回のうち9回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な発言を行いました。指名・報酬諮問委員会では取締役等の指名・報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
中 野 由紀子	社外監査役	社外監査役就任後開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席し、同様に社外監査役就任後開催の監査役会9回のうち9回すべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な発言を行っております。また弁護士として、業務執行の監督機能強化に対し専門家の視点から助言をいただいております。また当社の独占禁止法違反危機管理委員会の委員としても法律家としての助言をいただいております。

(注) 出席回数には、ウェブ等による出席回数も含めております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	53百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合又は会計監査人の職務遂行状況等を総合的に勘案し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと判断した場合に当該会計監査人の解任又は不再任を検討いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」として決議しております。

内部統制システムの構築に関する基本方針

(1) 当社の取締役の職務に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社は、文書取扱規則により定める文書を関連資料とともに保存及び管理する。
- 2) 文書の保存期間及び保管場所は、文書取扱規則に定めるところによる。
取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに本店において閲覧が可能である方法で保管する。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、想定される危機に関する統括責任者として危機管理責任者を選任する。
全社的な危機に関しては、内部統制部が検討及び見直しを行い、危機管理責任者に報告する。
個別事業に係わる危機については、それぞれの担当部署が検討及び見直しを行い、新たに生じた危機については、速やかに担当取締役へ報告する。
取締役が重大な危機と判断した場合は、危機管理責任者に報告する。
- 2) 危機管理に関する事項は、内部統制部が取りまとめ、定期的に取り締役会に報告する。
- 3) 内部統制部は、各部署の日常的な危機管理状況を監査し、定期的に危機管理責任者に報告する。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限委譲を含めた効率的な達成の方法を各担当取締役が定める。
- 2) 取締役会は、定期的にその結果を検討し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

(4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための倫理綱領を定める。その徹底を図るため、内部統制部はコンプライアンス研修等を行い、その内容を定期的に取り締役会に報告する。
- 2) 危機管理責任者は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。また、各部門長は責任者として、自部門のリスクを分析し、規則の制定及び改定、研修の実施、手順書の作成・配布等を行うものとする。
- 3) 当社は、内部通報制度を整備して取締役、監査役及び使用人に周知し、情報の確保に努める。これらの者がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに内部統制部に通報する。通報を受けた内部統制部はその内容を調査し、担当部門は原因を究明した上で、再発防止策を実施する。特に、取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちに取締役会に報告する。
- 4) 内部統制部は、監査役と連携の上、コンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、子会社及び関連会社の事業に関して責任を負う関係会社担当取締役を任命し、コンプライアンス体制を構築する権限と責任を与える。
- 2) 当社は、子会社に対して、経営成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的な報告をすることを義務付ける。
- 3) 当社は、各子会社内に損失の危険に対する危機管理責任者を任命する。
各子会社において想定される危機に関しては、各社の危機管理責任者が定期的に検討及び見直しを行い、内部統制部に報告することを義務付ける。内部統制部は各子会社の危機管理を取りまとめ、定期的に取り締役会に報告する。

子会社の危機管理責任者が重大な危機と判断した場合は、速やかに関係会社担当取締役及び内部統制部に報告することを義務付ける。

- 4) 当社の関係会社担当取締役は、子会社及び関連会社の取締役、監査役と情報交換を行い、各社のコンプライアンス及び取締役等の執行上の課題の把握に努める。
- 5) 当社は、子会社に内部通報制度を整備させ、子会社の取締役、監査役及び使用人に周知し、情報の確保に努める。これらの者がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当社の監査役又は内部統制部に通報させるものとする。内部統制部は、その内容を調査し、担当部門は原因を究明した上で、再発防止策を当該子会社と協議の上決定し、当該子会社に再発防止策を実施させる。特に、当社の取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちに取締役会に報告する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合、監査役の職務執行を補助する使用人を内部統制部内に配置する。配置する場合の具体的内容については、監査役との協議に基づき決定する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の業務を補助する使用人は、監査役の指示に従うものとし、取締役の指揮命令を受けない。また、その人事については監査役会の同意を必要とする。

(8) 当社の取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制

- 1) 取締役及び使用人は、次に定める事実を知った時には、速やかに監査役会又は監査役に報告する。
 - ① 当社又はその親会社と子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ② 危機管理に関する重要な事実
 - ③ 重大な法令・定款違反に関する事実
 - ④ その他コンプライアンス上重要な事実
- 2) 内部統制部は、次の事項を監査役会又は監査役に報告する。
 - ① 内部通報の内容
 - ② 内部監査の実施状況及び結果
- 3) 内部統制部は、次に定める状況を定期的に監査役会又は監査役に報告する。
 - ① 危機管理の状況
 - ② コンプライアンス研修の実施状況

(9) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から通報を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- 1) 子会社の内部通報制度は、当社の監査役又は内部統制部に通報ができるよう定めるものとする。
内部統制部は、子会社から通報を受けた時には速やかに監査役に報告する。
- 2) 当社の関係会社担当取締役は、子会社に関する次に定める事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
 - ① 当社又はその親会社と子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ② 重大な法令違反に関する事実
 - ③ 危機管理に関する重要な事実
 - ④ その他コンプライアンス上重要な事実

(10) 内部通報制度に基づく通報をした者が当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社及び子会社は、内部通報をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、その旨を内部通報に関する規程に明記した上で、当社及び子会社の役職員に周知する。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用等の手続き及び処理に係わる事項

当社は、監査役よりその職務の執行費用等の請求を受けた時は、総務部において審議の上、その費用等が当該監査役職務の執行に必要でないと明白に認められた場合を除き、速やかに費用等を処理する。

(12) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、「前田道路倫理綱領」において「不当要求の排除」を個別遵守事項の一つとして位置づけ、反社会的勢力との関係遮断に向け社内の体制を下記のとおり整備し活動する。

- (1) 対応部署を総務部とする。
- (2) 所轄警察署及び関係団体と常に連携を図り行動する。
- (3) 「不当要求排除の手引」を作成し、社内イントラネットへ掲示する。
- (4) 研修活動において社員及び関係者への周知徹底を図る。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、内部統制システムの適切な運用に努めております。

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりです。

(1) 当社のコンプライアンスに関する取り組み

- 1) 法令及び社会規範を遵守した行動をとるために倫理綱領を定め、社内イントラ上に掲示し、全役職員が容易にアクセスできるようになっております。
- 2) 役員及び支店長並びに本店の部門長を対象として、外部の専門家を招いての研修を2回実施しております。社員を対象として、集合研修及び支店で開催される会議においてのコンプライアンス教育等を定期的の実施し、その状況を取締役会に報告しております。
- 3) 内部通報制度を全役職員に周知し、情報の確保に努めるとともに、内部通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しております。
- 4) 独占禁止法違反に関する再発防止のため、独禁法違反危機管理委員会を開催し、遵守事項の履行状況を定期的に確認するとともに、幹部社員及び営業担当者等に対する独禁法遵守研修を開催しております。

(2) 当社の想定される損失の危険に係わる管理体制の強化

- 1) リスクの抽出及び評価を定期的の実施しており、リスクへの対応として、担当部署が適切な低減、回避、移転等の措置を実施し、内部統制部に報告をしております。
- 2) 内部統制部は全支店を対象として定期的な内部監査を実施し、取締役会に報告をしております。

(3) 当社の業務の執行が効率的及び適正に行われることの確保

取締役会を毎月開催し、重要事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の状況を報告しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

- 1) 当社は、子会社及び関連会社担当の取締役を任命しております。子会社及び関連会社が参加する会議を開催し、各社の社長を危機管理責任者に任命するとともに、当社グループにおける内部統制システムの概要説明並びにコンプライアンスを重視した経営を指示しております。
- 2) 子会社は、毎月、経営成績及び財務状況を当社経理部に報告しております。
- 3) 子会社は、適切にリスクの抽出及び評価を実施し、当社内部統制部に報告しております。
- 4) 子会社は、適切に内部通報制度を運用しております。

(5) 当社の監査役の監査体制

- 1) 内部統制部は監査役と定期的に打ち合わせを実施して、監査役に対し、リスク管理の状況、内部通報の有無・内容並びに会計監査人監査及び内部監査の状況等を報告しております。
- 2) 常勤監査役は全ての取締役会及び執行役員会に、社外監査役は全ての取締役会に出席して、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

以上のご報告は、次により記載いたしました。

百万円単位の金額は単位未満を切り捨て、百株単位の株式数は百株未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	101,635
現 金 預 金	45,523
受取手形・完成工事未収入金等	46,849
有 価 証 券	30
未 成 工 事 支 出 金 等	7,754
そ の 他	1,564
貸 倒 引 当 金	△86
固 定 資 産	121,295
有 形 固 定 資 産	91,079
建 物 ・ 構 築 物	18,177
機 械 ・ 運 搬 具	14,569
土 地	56,203
建 設 仮 勘 定	306
そ の 他	1,822
無 形 固 定 資 産	907
借 地 権	173
電 話 加 入 権	87
そ の 他	646
投 資 そ の 他 の 資 産	29,307
投 資 有 価 証 券	19,399
退 職 給 付 に 係 る 資 産	8,124
繰 延 税 金 資 産	364
そ の 他	1,419
資 産 合 計	222,930

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	51,691
支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	28,102
未 払 法 人 税 等	4,554
未 成 工 事 受 入 金	4,767
賞 与 引 当 金	3,443
役 員 賞 与 引 当 金	78
完 成 工 事 補 償 引 当 金	90
工 事 損 失 引 当 金	192
そ の 他	10,462
固 定 負 債	7,678
退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,489
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金	64
繰 延 税 金 負 債	2,874
そ の 他	251
負 債 合 計	59,370
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	158,402
資 本 金	19,350
資 本 剰 余 金	23,273
利 益 剰 余 金	125,821
自 己 株 式	△10,043
その他の包括利益累計額	3,776
その他有価証券評価差額金	5,470
為 替 換 算 調 整 勘 定	△161
退職給付に係る調整累計額	△1,532
非 支 配 株 主 持 分	1,381
純 資 産 合 計	163,560
負 債 純 資 産 合 計	222,930

※ 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		234,612
売 上 原 価		201,319
売 上 総 利 益		33,292
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,554
営 業 利 益		20,738
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	545	
為 替 差 益	23	
そ の 他	143	715
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	242	
そ の 他	133	375
経 常 利 益		21,078
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	200	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,551	
そ の 他	66	3,818
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	598	
減 損 損 失	114	
そ の 他	78	791
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		24,104
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,316	
法 人 税 等 調 整 額	△117	7,198
当 期 純 利 益		16,906
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		156
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		16,750

※ 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	19,350	23,273	170,886	△10,041	203,469
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△61,815		△61,815
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			16,750		16,750
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					－
当 期 変 動 額 合 計	－	0	△45,065	△1	△45,066
当 期 末 残 高	19,350	23,273	125,821	△10,043	158,402

(単位：百万円)

					その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
					その他有価証券 評価差額金	為替 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当	期	首	残	高	4,678	△129	△2,718	1,830	1,590	206,889
当	期	変	動	額						
	剰	余	金	の配当				－		△61,815
	親	会	社	株主に帰属 する当期純利益				－		16,750
	自	己	株	式の取得				－		△1
	自	己	株	式の処分				－		0
	株	主	資	本以外の項目の 当期変動額(純額)	791	△32	1,186	1,945	△208	1,737
当	期	変	動	額合計	791	△32	1,186	1,945	△208	△43,329
当	期	末	残	高	5,470	△161	△1,532	3,776	1,381	163,560

※ 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称

(株)ニチュウ、(株)富士土木、宮田建設(株)、砂町アスコン(株)

なお、(株)エコセンター大阪は重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

勝山建設工業(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び会社等の名称

なし

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

勝山建設工業(株)

(関連会社)

なし

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社はいずれも、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

- ロ その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 決算日の市場価格等に基づく時価法
 - (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの
 - 移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - イ 未成工事支出金
 - 原価法(個別法)
 - ロ 材料貯蔵品及び製品貯蔵品
 - 原価法(最終仕入原価法)
 - なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。
 - ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - また、在外子会社は主に定額法によっております。
 - なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物・構築物	5～60年
機械・運搬具	2～15年
その他	2～22年
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法によっております。
 - なお、主な耐用年数は5年です。
 - ③ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - なお、主なリース期間は5年です。
 - ④ 長期前払費用
 - 定額法によっております。
 - なお、主な償却期間は5年です。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - 債権の回収危険に対処し、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見積額に基づき計上しております。

- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ④ 完成工事補償引当金
完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。
 - ⑤ 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
 - ⑥ 独占禁止法関連損失引当金
独占禁止法等に関連する課徴金及びその他の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、マエダ・パシフィック・コーポレーションの決算日は12月31日であります。従って連結計算書類の作成にあたっては、子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
 - ② 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
 - イ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。
 - ③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。在外子会社は工事進行基準によっております。
 - ④ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。
 - ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、主に5年間で均等償却しております。

⑥ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

共同企業体の会計処理については、共同企業体を独立した企業体とみなして持分相当額を連結計算書類に取り込む方式（独立会計方式）によっております。

（追加情報）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

【表示方法の変更】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に【会計上の見積りに関する注記】を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

工事進行基準の適用における工事原価総額の見積り

(1) 当連結会計年度における計上額

当グループは、当連結会計年度において、工事進行基準に基づく完成工事高を49,174百万円計上しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当グループの完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事に対して工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法による）を適用しております。

工事進行基準の適用において主要な見積りである工事原価総額は、工事契約に係る実行予算を作成することにより見積りを行っております。建設工事は工程の進捗に伴って設計・仕様・工法等の変更、顧客や協力会社との協議の進捗を含む、様々な状況変化が生じるという特性があります。そのため、そのような状況を適時・適切に工事原価総額の見積りに反映するために見積りと実績を対比することにより、見積りの見直しを行っております。

今後、将来の不確実な状況変化により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する完成工事高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 108,577百万円 |
| 2. 受取手形裏書譲渡高 | 8,950百万円 |

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	89,159,453		—		—	89,159,453

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,739,344	974	90	6,740,228

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

974株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売渡請求による売渡しによる減少

90株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総 額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2020年4月14日 臨時株主総会	普通株式	53,573	650	2020年3月6日	2020年5月12日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	8,242	100	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総 額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,769	70	2021年3月31日	2021年6月28日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループは、資金運用については、余資運用の内規に基づき、安全性の高い金融資産による短期的な運用を行っております。資金調達（設備投資に必要な資金及び短期的な運転資金）については、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等金融機関からの借入を行うこともあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は、主に公社債等の満期保有目的の債券や、公社債投資信託及び合同運用指定金銭信託で、投資有価証券は、政策保有の株式及び社債等であり、発行会社の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等はすべて1年以内の支払期日であり、為替変動リスク等はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従って、各事業所の経理担当者及び営業担当者が中心となり、個別の営業債権の回収状況と残高の管理を日常的に実施しており、定期的に更新された取引先の情報を各事業所担当者が共有し、状況の変化に対し早期に対応できる体制を整備することにより、貸倒れによる損失の軽減に努めております。また、回収懸念の兆候が表れた営業債権を抽出し、各事業所から支店及び本店管理部門に対し状況報告義務を課すなど、管理強化を図っております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

満期保有目的の有価証券等は、余資運用の内規に基づき投資適格のもので、かつ、償還期間が短期のものを主に購入しているため、信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

株式等は、購入に際し取引上のメリット、財務状況や将来性等を考慮しており、また、市場価格や財務状況は定期的に確認しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）を参照ください。）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預金	45,523	45,523	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金(*1)	46,849 △72		
	46,777	46,777	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	30	28	△1
② その他有価証券	18,220	18,220	—
資産計	110,551	110,550	△1
(1) 支払手形・工事未払金等	28,102	28,102	—
負債計	28,102	28,102	—

(*1) 受取手形・完成工事未収入金等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、及び(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は次のとおりであります。

① 満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	30	28	△1
合 計	30	28	△1

② その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は6,586百万円であり、売却益の合計額は3,551百万円、売却損の合計額は41百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	17,925	9,915	8,010
その他	11	7	3
小 計	17,937	9,922	8,014
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	283	410	△127
その他	—	—	—
小 計	283	410	△127
合 計	18,220	10,333	7,886

負 債

(1) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,178百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) ②その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	45,523	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	46,777	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	30	—	—	—
合計	92,331	—	—	—

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,967円73銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 203円23銭 |

【追加情報】

共同持株会社設立による経営統合

当社、前田建設工業株式会社(以下「前田建設」という。)及び株式会社前田製作所(以下「前田製作所」といい、当社、前田建設及び前田製作所を総称して「3社」という。)は、共同株式移転(以下「本株式移転」という。)の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと(以下「本経営統合」という。)について、2021年2月24日に開催した各社取締役会における決議に基づき、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結しました。また、2021年5月14日に開催する各社取締役会における決議に基づき、経営統合契約書を締結し、共同して株式移転計画を承認する予定です。

なお、本件につきましては、2021年6月25日(当社)、2021年6月23日(前田建設)、2021年6月22日(前田製作所)開催の各社の定時株主総会にてそれぞれ承認を受ける予定です。

1. 本株式移転の目的

今後将来的に経営環境が著しく変化していく中で、グループ全体が一体となって永続的成長を遂げるためには、3社がこれまで以上に連携を強め、環境変化に対応できる強固な経営基盤の構築や経営資源の最適配分等、グループ全体としてシナジーを最大化することが不可欠と考えています。本経営統合による持株会社体制への移行を通じ、グループ戦略を一体となって遂行することは、3社ひいてはグループ全体の企業価値向上に資するものと確信しています。

2. 本株式移転の要旨

(1) 本株式移転のスケジュール

経営統合に関する基本合意書承認取締役会（3社）	2021年2月24日（水）
経営統合に関する基本合意書締結（3社）	2021年2月24日（水）
定時株主総会に係る基準日（3社）	2021年3月31日（水）
経営統合契約書及び株式移転計画承認取締役会（3社）	2021年5月14日（金）（予定）
経営統合契約書締結及び株式移転計画作成（3社）	2021年5月14日（金）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（前田製作所）	2021年6月22日（火）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（前田建設）	2021年6月23日（水）（予定）
株式移転計画承認定時株主総会（当社）	2021年6月25日（金）（予定）
東京証券取引所最終売買日（3社）	2021年9月28日（火）（予定）
東京証券取引所上場廃止日（3社）	2021年9月29日（水）（予定）
統合予定日（共同持株会社設立登記日）	2021年10月1日（金）（予定）
共同持株会社株式上場日	2021年10月1日（金）（予定）

上記は現時点での予定であり、本経営統合の承認手続の進行その他の事由により、必要な場合には、3社で協議し合意の上で変更することがあります。

(2) 本株式移転の方式

3社を株式移転完全子会社、共同持株会社を完全親会社とする共同株式移転となります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	前田建設	当社	前田製作所
株式移転比率	1.00	2.28	0.58

（注1）算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、3社協議の上、変更することがあります。

（注2）共同持株会社の単元株式数は100株とします。

（注3）共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：391,584,459株

上記は、前田建設の発行済株式総数194,608,482株（2021年3月31日時点）、当社の発行済株式総数89,159,453株（2021年3月31日時点）及び前田製作所の発行済株式総数16,100,000株（2021年3月31日時点）に基づいて算出しています。なお、3社は、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、3社が2021年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式（前田建設：146,223株、当社：6,740,228株、前田製作所：226,953株）については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定していません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(4) 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転は「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）における「共通支配下の取引等」に該当する見込みですが、詳細な会計処理については現時点において未定です。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	89,089
現金 預 金	38,151
受 取 手 形	3,262
完 成 工 事 未 収 入 金	28,798
売 掛 金	10,099
未 成 工 事 支 出 金	6,086
材 料 貯 蔵 品	1,347
そ の 他	1,424
貸 倒 引 当 金	△81
固 定 資 産	121,985
有 形 固 定 資 産	85,531
建 物 ・ 構 築 物	17,296
機 械 ・ 運 搬 具	14,368
工 具 器 具 ・ 備 品	1,751
土 地	51,833
建 設 仮 勘 定	281
無 形 固 定 資 産	527
借 地 権	157
電 話 加 入 権	80
そ の 他	289
投 資 そ の 他 の 資 産	35,926
投 資 有 価 証 券	14,980
親 会 社 株 式	3,706
関 係 会 社 株 式	5,529
長 期 貸 付 金	2,733
長 期 前 払 費 用	61
敷 金 及 び 保 証 金	643
投 資 不 動 産	364
前 払 年 金 費 用	9,962
そ の 他	118
貸 倒 引 当 金	△2,175
資 産 合 計	211,074

(単位：百万円)

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	47,063
工 事 未 払 金	16,631
買 掛 金	7,689
未 払 金	9,073
未 払 法 人 税 等	3,990
未 成 工 事 受 入 金	4,452
賞 与 引 当 金	3,350
役 員 賞 与 引 当 金	78
完 成 工 事 補 償 引 当 金	90
工 事 損 失 引 当 金	100
そ の 他	1,607
固 定 負 債	6,804
退 職 給 付 引 当 金	4,012
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金	64
繰 延 税 金 負 債	2,679
そ の 他	48
負 債 合 計	53,868
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	151,788
資 本 金	19,350
資 本 剰 余 金	23,006
資 本 準 備 金	23,006
そ の 他 資 本 剰 余 金	0
利 益 剰 余 金	119,662
利 益 準 備 金	3,728
そ の 他 利 益 剰 余 金	115,933
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	692
別 途 積 立 金	59,200
繰 越 利 益 剰 余 金	56,041
自 己 株 式	△10,230
評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,416
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,416
純 資 産 合 計	157,205
負 債 純 資 産 合 計	211,074

※ 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目						金 額
売 上 高						152,665
完 製 成 品 工 事 高 高						63,078
売 上 原 価						136,269
完 製 成 品 工 事 上 原 価						50,729
売 上 総 利 益						16,395
完 製 成 品 工 事 上 総 利 益						12,348
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						
営 業 業 利 益						
営 業 外 収 益						
受 取 利 息						12
受 取 配 当 金						2,569
そ の 他						143
営 業 外 費 用						
支 払 手 数 料						242
そ の 他						131
経 常 利 益						20,059
特 別 利 益						
固 定 資 産 売 却 益						158
投 資 有 価 証 券 売 却 益						3,551
そ の 他						44
特 別 損 失						
固 定 資 産 除 売 却 損						573
減 損						106
そ の 他						75
税 引 前 当 期 純 利 益						23,058
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税						6,230
法 人 税 等 調 整 額						△79
当 期 純 利 益						16,907

※ 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
		資 本 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金
当 期 首 残 高	19,350	23,006	—	23,006	3,728	704	59,200
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				—			
固定資産圧縮積立金の取崩				—		△11	
当 期 純 利 益				—			
自 己 株 式 の 取 得				—			
自 己 株 式 の 処 分			0	0			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	—	△11	—
当 期 末 残 高	19,350	23,006	0	23,006	3,728	692	59,200

(単位：百万円)

					株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産 合 計
					利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計			
					その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計					
					繰越利益 剰余金				そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	100,936	164,570	△10,228	196,698	4,653	4,653	201,352				
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当	△61,815	△61,815		△61,815		－	△61,815				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	11	－		－		－	－				
当 期 純 利 益	16,907	16,907		16,907		－	16,907				
自 己 株 式 の 取 得		－	△1	△1		－	△1				
自 己 株 式 の 処 分		－	0	0		－	0				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		－		－	762	762	762				
当 期 変 動 額 合 計	△44,895	△44,907	△1	△44,909	762	762	△44,146				
当 期 末 残 高	56,041	119,662	△10,230	151,788	5,416	5,416	157,205				

※ 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 未成工事支出金

原価法（個別法）

② 材料貯蔵品

原価法（最終仕入原価法）

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物・構築物 5～60年

機械・運搬具 2～15年

工具器具・備品 2～22年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は5年です。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

なお、主な償却期間は5年です。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の回収危険に対処し、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

(5) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した各事業年度における平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

(7) 独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法等に関連する課徴金及びその他の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(3) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

共同企業体の会計処理については、共同企業体を独立した企業体とみなして持分相当額を計算書類に取り込む方式（独立会計方式）によっております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

【表示方法の変更】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に【会計上の見積りに関する注記】を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

工事進行基準の適用における工事原価総額の見積り

(1) 当事業年度における計上額

当社は、当事業年度において、工事進行基準に基づく完成工事高を43,715百万円計上しております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載のとおりであります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	102,576百万円
2. 受取手形裏書譲渡高	8,371百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,309百万円
長期金銭債権	2,731百万円
短期金銭債務	1,929百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

 売上高 4,537百万円

 仕入高 10,640百万円

営業取引以外の取引による取引高 2,201百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	6,739,344	974	90	6,740,228

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

974株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売渡請求による売渡しによる減少

90株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	279百万円
貸倒引当金	688百万円
賞与引当金	1,178百万円
退職給付引当金	1,223百万円
投資有価証券評価損	214百万円
減損損失	115百万円
その他	470百万円

繰延税金資産小計 4,170百万円

評価性引当額 △981百万円

繰延税金資産合計 3,189百万円

繰延税金負債

資産評価益	△143百万円
固定資産圧縮積立金	△303百万円
前払年金費用	△3,038百万円
その他有価証券評価差額金	△2,377百万円
その他	△6百万円

繰延税金負債合計 △5,869百万円

繰延税金負債の純額 △2,679百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった

主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.8%
住民税均等割等	0.5%
評価性引当額の増減	△0.7%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.7%

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,907円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 205円14銭 |

【追加情報】

共同持株会社設立による経営統合
連結注記表に記載のとおりであります。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

前田道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高尾英明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶原崇宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前田道路株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前田道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の追加情報に関する注記に期しされているとおり、会社、前田建設工業株式会社及び株式会社前田製作所は、2021年2月24日に開催した各社取締役会において、共同株式移転の方式により共同持株会社を設立し経営統合を行うことを決議し、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

前田道路株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 英 明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 梶 原 崇 宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前田道路株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の追加情報に関する注記に記載されているとおり、会社、前田建設工業株式会社及び株式会社前田製作所は、2021年2月24日に開催した各社取締役会において、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことを決議し、同日付で経営統合に関する基本合意書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

前田道路株式会社	監査役会
常勤監査役	天 野 善 彦 ㊟
常勤監査役	大 場 民 夫 ㊟
社外監査役	橋 本 圭 一 郎 ㊟
社外監査役	大 田 原 吉 隆 ㊟
社外監査役	中 野 由 紀 子 ㊟

以 上